

令和3年度後期技能検定試験における 『受検手数料返還基準』のお知らせについて

令和3年度後期技能検定の実施にあたり、当協会受検案内1ページに記載している受検手数料の返還についての考え方を、具体的に『受検手数料返還基準』としてまとめましたので、ご承知おき願います。

【受検手数料の返還対象となる場合】

- 1 天災・地変など社会通念上やむを得ない事由により、試験の実施が困難であると当協会が判断した場合
(地震、台風、積雪、土砂崩れ等により公共交通機関や幹線道路等が不通となり試験会場への来場が困難な場合、試験会場への来場や試験の実施にあたり、受検者、技能検定委員、補佐員、職員等の安全衛生上の危険が予測される場合など)
- 2 新型コロナウイルスの影響により、技能検定が全国的に又は本県独自に中止となった場合
(国から技能検定の中止要請があった場合、試験会場が借用出来なくなった場合、検定委員等が新型コロナウイルスに感染し試験の実施が見通せなくなった場合など)
- 3 新型コロナウイルスの影響等による試験日の延期(延期可能と判断した場合に限る)に伴い、延期となった日程では都合がつかず受検不能となった場合
(原則として当協会へ延期後の試験日前の直近営業日の16:00までに、受検者本人から受検出来ない旨の連絡があった場合に限りします。)
- 4 受検申請者が著しく少なく、実技試験を取りやめることとした場合
- 5 設備等の関係で、実技試験の受検者を制限せざるを得ないと判断した場合

※ 実技試験と学科試験の両方受検(区分がA甲)で申請し、実技又は学科いずれかの受検が完了している段階で1～3に該当する場合は、受検していない試験のみが返還対象となります。

【受検手数料の返還対象とならない場合】

・上記の1～5のいずれにも該当しない場合となりますが、具体例を次に記載いたします。

- 1 受検者へ事前に送付する問診票(受検票発送時に同封する試験日前2週間の体調等を確認する書面)への申告により、新型コロナウイルス感染症等の罹患が疑われる場合で、受検者に対して受検の自粛をお願いする場合
- 2 受検者の所属している事業所等の都合や判断で、受検者の受検を取りやめさせた場合
- 3 受検者自身の都合や判断で、受検を取りやめた場合